



# 佐賀県公報

平成16年  
6月28日  
(月曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 条 例

◎佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(二八・情報・業務改革課) 四

◎佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

(二九・財務課) 七

◎佐賀県産業廃棄物税条例

(三〇・税務課) 一〇

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例

(三一・" ) 二五

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(三二・" ) 二七

◎佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例

(三三・教育委員会) 二八

◎佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例

(三四・" ) 二九

◎佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例

(三五・" ) 二九

◎佐賀県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(三六・医 務 課) 二〇

◎風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(三七・まちづくり推進課) 二二

◎佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(三八・" ) 二二

◎佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(三九・議 会) 三三

◎佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

(四〇・" ) 三三

## 公布された条例のあらまし

○佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(条例第二八号)

1 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 電子情報処理組織による申請等(第三条関係)

(1) 県の機関は、申請等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとした。

(2) (1)により行われた申請等については、書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等を適用することとした。

(3) (1)により行われた申請等は、県の機関の使用に係る電子計算機のファイルに記録された時に到達したものとみなすこととした。

(4) (1)の場合において、県の機関は、他の条例等により署名等を行うこととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができることとした。

3 電子情報処理組織による処分通知等(第四条関係)

(1) 県の機関は、処分通知等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。

(2) (1)により行われた処分通知等については、書面等により行うものとして

規定した処分通知等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等を適用することとした。

(3) (1)により行われた処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機のパファイルに記録された時に到達したものとみなすこととした。

(4) (1)の場合において、県の機関は、他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。

#### 4 電磁的記録による縦覧等（第五条関係）

(1) 県の機関は、縦覧等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて電磁的記録に記録されている事項等の縦覧等を行うことができることとした。

(2) (1)により行われた縦覧等については、書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等を適用することとした。

#### 5 電磁的記録による作成等（第六条関係）

(1) 県の機関は、作成等のうち他の条例等により書面等により行うこととしているものについては、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて電磁的記録の作成等を行うことができることとした。

(2) (1)により行われた作成等については、書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等を適用することとした。

(3) (1)の場合において、県の機関は、他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができることとした。

6 この条例は、平成一六年七月二〇日から施行することとした。

7 佐賀県行政手続条例について所要の改正を行うこととした。

#### ○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第二九号）

1 法令に還付の定めがある手数料と同種の手数料のうち、別表第四に掲げる手数料については、既納の手数料の一部を還付することとした。（第四条第二項及び別表第四関係）

2 薬事法の改正に伴い、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可及びその更新の申請の手数料の額を定めることとした。（別表第一関係）

3 建設工事紛争仲裁手数料の額については、あつせん又は調停の申請の際に納めた申請手数料の額を控除して算出することとした。（別表第一関係）

4 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（別表第一関係）

5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、平成一六年一〇月一日から施行することとした。

#### ○佐賀県産業廃棄物税条例（条例第三〇号）

1 県は、地方税法第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、もって循環型社会の実現に寄与するため、産業廃棄物税を課することとした。（第一条関係）

2 産業廃棄物税は、次の区分に応じ、事業者（中間処理業者を含む。）がその排出する産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を行う場合において、当該区分に定めるその産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課することとした。（第四条関係）

#### （第四条関係）

(1) 中間処理業者に委託して焼却処理を行う場合 焼却施設への搬入

(2) 最終処分業者に委託して最終処分を行う場合 最終処分場への搬入

(3) 自ら焼却処理を行う場合 自らが設置する焼却施設への搬入

(4) 自ら最終処分を行う場合 自らが設置する最終処分場への搬入

3 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さないこととした。（第五条関係）

(1) 循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める搬入

(2) 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める搬入  
4 産業廃棄物税の課税標準は、2の(1)から(4)までのそれぞれの搬入に係る産  
業廃棄物の重量とすることとした。(第六条関係)

5 産業廃棄物税の税率は、最終処分場への搬入については一トンにつき千円  
とし、焼却施設への搬入については一トンにつき八百円とすることとした。  
(第七条関係)

6 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法によることとした。ただ  
し、2の(3)及び(4)により産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の  
方法によることとした。(第九条関係)

7 焼却施設を有する中間処理業者及び最終処分場を有する最終処分業者は、  
産業廃棄物税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)とし、  
2の(1)及び(2)の搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない  
こととした。(第一〇条関係)

8 特別徴収義務者としての登録等(第一条関係)

(1) 7により特別徴収義務者となるべき者は、産業廃棄物の焼却処理又は最  
終処分を業として開始しようとする日の五日前までに、当該焼却施設又は  
最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければ  
ならないこととした。

(2) 知事は、(1)による申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者  
に対し、産業廃棄物税特別徴収義務者証を交付することとした。

9 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理若しくは最終処分に係る  
料金及び産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなった  
ことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を  
失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認め  
る場合においては、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに  
相当する額を還付し、10により徴収の猶予をしているときその他その産業廃  
棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することとし

た。(第一四条関係)

10 知事は、産業廃棄物税の納税者について、天災その他特別の事情があると  
認める場合は、産業廃棄物税を減免することができることとした。(第一六  
条関係)

11 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から  
産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、循環型社会の実  
現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る  
施策に要する費用に充てなければならぬこととした。(第二一条関係)

12 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則  
で定めることとした。(第二二条関係)

13 この条例は、規則で定める日から施行し、施行日以後に行われる焼却施設  
又は最終処分場への産業廃棄物の搬入について適用することとした。

14 所要の経過措置を定めることとした。

15 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社  
会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定  
について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。

○佐賀県条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

1 老年者控除を廃止することとした。(第三二条関係)

2 自動車税の納税義務者が電子情報処理組織を使用して、自動車の新規登録、  
変更登録、移転登録等を行う場合には、自動車税の徴収について証紙徴収の  
方法によるほか、施行規則で定める方法により徴収することとした。(第一  
一三条の三関係)

3 平成一六年度及び平成一七年度に新車新規登録から一一年(ガソリン車又  
はLPG車については一三年)を経過した自動車について、税率のおおむね  
一〇〇分の一〇を重課する特例措置(電気自動車、天然ガス自動車及びメタ  
ノール自動車並びに一般乗用バス及び被けん引車を除く。)を、その翌年  
度以降に講ずることとした。(附則第一九条第一項関係)

4 この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。ただし、2は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第一条第三号に定める日から、3は平成一七年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

○中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

1 商業基盤施設に係る基本計画のうち県税の不均一課税が適用されるものを平成一八年三月三十一日までに公表されたものとする。 (第三条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第三三号)

1 佐賀県立東松浦高等学校と佐賀県立唐津北高等学校とを再編統合し、佐賀県立唐津青翔高等学校を新たに設置することとした。 (別表関係)

2 この条例は、平成一六年一〇月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(条例第三四号)

1 肥前町立入野小学校星賀分校が廃校となったことに伴い、へき地学校の指定を見直すこととした。 (別表第二関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の使用料に関する条例の一部を改正する条例(条例第三五号)

1 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の施設使用料の表の使用単位である一日の定義を九時三〇分から一八時までとする。 (別表第一関係)

2 この条例は、平成一六年八月一日から施行することとした。

○佐賀県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第三六号)

1 保健師修学生等が在学する養成施設で国及び地方公共団体が設置する養成施設と同額の貸与を受けることができるものに、国立大学法人その他規則で定める公法人が設置する養成施設を加えることとした。 (第四条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第三七号)

1 電気通信事業法の改正に伴い、引用語句を改めることとした。 (第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

1 租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。 (第二条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

1 県議会の議員の職にある者については、審議会委員等の報酬を支給しないこととした。 (第五条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

1 県議会の議員が、外国旅行をした場合における旅費のうち支度料については、支給しないこととした。 (第四条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

## ●佐賀県条例第二十八号

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

## (目的)

第一条 この条例は、県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程、議会の規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）をいう。

二 県の機関 次に掲げるものをいう。

イ 知事、地方自治法第百三十八条の四第一項の規定に基づき置かれる執行機関、議会（議長を含む）、地方公営企業法第七条の規定に基づく佐賀県東部工業用水道の管理者若しくは警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十六条第一項の規定に基づき置かれる警察又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、

図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

八 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

九 作成等 条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。  
（電子情報処理組織による申請等）

第三条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により

り行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

**第四条** 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

**第五条** 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

**第六条** 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(県の手続等に係る情報システムの整備等)

**第七条** 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における

<p>第八條 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を拒否する理由を明示しなければならない。ただし、当該処分を拒否する理由を明示しなければならない。</p>	<p>安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。</p> <p>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</p> <p>第八條 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関が電子情報処理組織を使用していること、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成十六年七月二十日から施行する。</p> <p>(佐賀県行政手続条例の一部改正)</p> <p>2 佐賀県行政手続条例(平成七年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八條第一項中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。</p> <p>第三十四條第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。</p> <p>参考資料</p> <p>附則第二項(佐賀県行政手続条例の一部改正)に係る新旧対照表</p>
<p>第八條 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を拒否する理由を明示しなければならない。ただし、当該処分を拒否する理由を明示しなければならない。</p>	<p>し、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第三十四條 略</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めらるるもの</p>

●佐賀県条例第二十九号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古 川 康

<p>し、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第三十四條 略</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めらるるもの</p>	<p>し、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。</p> <p>2 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第三十四條 略</p> <p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めらるるもの</p>
---	---

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。  
第四条に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、法令に還付の定めがある手数料と同種の手数料のうち、別表第四の各号の上欄に掲げる手数料については、当該各号の中欄に掲げる者に対して、当該各号の下欄に掲げる額を還付するものとする。

別表第一第七十四号の次に次の二号を加える。

百七十四の二 薬事法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸貸業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸貸業の許可を申請する者	高度管理医療機器等の販売業又は貸貸業許可申請手数料	二百九千円	許可申請のとき
百七十四の三 薬事法第三十九条第四項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸貸業の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は貸貸業許可更新申請手数料		一万千円	更新申請のとき

別表第一第三百六十四号中「控除した金額」の下に「。ただし、第三百六十

二号の手数料又は前号の手数を納付した者が建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第十七条後段の規定による通知を受けた日から二週間以内に当該あつせん又は調停の目的となった事項について仲裁の申請をする場合にあつては、当該算出して得た金額から当該あつせん又は調停の申請について納めた手数料の額を控除した金額」を加え、同表第三百八十五号中「第三十一条の二第二項第十二号ハ、第六十二条の三第四項第十二号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ、第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第四条関係)

手数料	還付対象者	還付する額
一 別表第一第三百六十二号又は第三百六十三号に掲げる手数料	この号の上欄の手数を納付した者のうち、最初にすべきあつせん又は調停の期日の終了前において、当該あつせん申請又は調停申請を取り下げた者	あつせん申請又は調停申請のときに納められた手数料の額の二分の一に相当する額
二 別表第一第三百六十四号に掲げる手数料	この号の上欄の手数を納付した者のうち、口頭審理を経ない仲裁手続の終了決定又は最初にすべき口頭審理の期日の終了前において、当該仲裁申請を取り下げた者	仲裁申請のときに納められた手数料の額の二分の一に相当する額

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第七十四号の次に二号を加える改正規定は、平成十六年十月一日から施行する。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(手数料の還付)</p> <p>第四条 既納の手数は、還付しない。</p> <p>ただし、申請者、申込者等の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、法令に還付の定めがある手数料と同種の手数料のうち、別表第四の各号の上欄に掲げる手数料については、当該各号の中欄に掲げる者に対して、当該各号の下欄に掲げる額を還付するものとする。</p>	<p>(手数料の還付)</p> <p>第四条 既納の手数は、還付しない。</p> <p>ただし、申請者、申込者等の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。</p>



別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	手数料	額	納付時期
百七十四略 高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 賃貸業 の許可 申請 の審査	高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 賃貸業 の許可 申請 料	高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 賃貸業 の許可 申請 料	二万九千円	許可申 請のと き
百七十四 の三 薬事法 第三十 九条第 四項の 規定に 基づく 高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 賃貸業 の許可 申請 の審査	高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 賃貸業 の許可 申請 料	高度管 理医療 機器等 の販売 業又は 賃貸業 の許可 申請 料	一万千円	更新申 請のと き
百七十五 四建設 法第二 十條第 二項の 規定に 基づく 仲裁	仲裁を 受けよ うとする 者	建設工 事紛争 仲裁手 数料	仲裁を求め る事項の価 額(価額を 算定するこ とができる ときは、 五百万円と みなす)に 応じて、次 に定めると ころにより 算出して得	仲裁申 請のと き

別表第一(第二条関係)

事務	納付義務者	手数料	額	納付時期
百七十五 四建設 法第二 十條第 二項の 規定に 基づく 仲裁	仲裁を 受けよ うとする 者	建設工 事紛争 仲裁手 数料	仲裁を求め る事項の価 額(価額を 算定するこ とができる ときは、 五百万円と みなす)に 応じて、次 に定めると ころにより 算出して得	仲裁申 請のと き

事務	納付義務者	手数料	額	納付時期
三百六十五 五租 税特別 措置法 (昭和 三十二 年法律 第二十 條)	宅地の 造成が 優良な 宅地の 供給に 寄与す るもの である	優良宅 地造成 認定申 請手 数料	た金額(仲 裁を求め る事項の 価額が増 加するこ とときは、 増 加後の価 額に 応じて算 出して得 た額から 増加 前の価額 に 応じて算 出して得 た額を控 除した 金額)た だし、第 三百 六十二 号の 手数料 又は 前号の 手数料 を納付 した者 が建設 業法施行 令(昭和 三十三 年政令 第二十 七号)第 十七 条後段 の規定 による 通知を 受けた 日から二 週間以 内にな る日か ら二週 間以内 に当該 目的とな つた事 項につ いて仲 裁の申 請をする 場合にあ つては、 当該 算出して 得た金額 から 当該 金額あ つせ ん又は 調停 の申請 につ いて納 めた 手数料 の額 を控除 した 金額 イ ニ 略	認定申 請のと き

事務	納付義務者	手数料	額	納付時期
三百六十五 五租 税特別 措置法 (昭和 三十二 年法律 第二十 條)	宅地の 造成が 優良な 宅地の 供給に 寄与す るもの である	優良宅 地造成 認定申 請手 数料	た金額(仲 裁を求め る事項の 価額が増 加するこ とときは、 増 加後の価 額に 応じて算 出して得 た額から 増加 前の価額 に 応じて算 出して得 た額を控 除した 金額)た だし、第 三百 六十二 号の 手数料 又は 前号の 手数料 を納付 した者 が建設 業法施行 令(昭和 三十三 年政令 第二十 七号)第 十七 条後段 の規定 による 通知を 受けた 日から二 週間以 内にな る日か ら二週 間以内 に当該 目的とな つた事 項につ いて仲 裁の申 請をする 場合にあ つては、 当該 算出して 得た金額 から 当該 金額あ つせ ん又は 調停 の申請 につ いて納 めた 手数料 の額 を控除 した 金額 イ ニ 略	認定申 請のと き

三百八十六〜四百九十四略	六号) 第二十条の認定	ことについて	十三万円
	八号) 第三号の認定	ことについて	十三万円
	四号) 第五号の認定	ことについて	十三万円
	第三号の認定	ことについて	十三万円
	第一号の認定	ことについて	十三万円
	第二号の認定	ことについて	十三万円
	第三号の認定	ことについて	十三万円
	第四号の認定	ことについて	十三万円
	第五号の認定	ことについて	十三万円
	第六号の認定	ことについて	十三万円
	第七号の認定	ことについて	十三万円
	第八号の認定	ことについて	十三万円
	第九号の認定	ことについて	十三万円
	第十号の認定	ことについて	十三万円
	第十一号の認定	ことについて	十三万円
	第十二号の認定	ことについて	十三万円
	第十三号の認定	ことについて	十三万円
	第十四号の認定	ことについて	十三万円
	第十五号の認定	ことについて	十三万円
	第十六号の認定	ことについて	十三万円
	第十七号の認定	ことについて	十三万円
	第十八号の認定	ことについて	十三万円
	第十九号の認定	ことについて	十三万円
	第二十号の認定	ことについて	十三万円

三百八十六〜四百九十四略	六号) 第二十条の認定	ことについて	十三万円
	八号) 第三号の認定	ことについて	十三万円
	四号) 第五号の認定	ことについて	十三万円
	第三号の認定	ことについて	十三万円
	第一号の認定	ことについて	十三万円
	第二号の認定	ことについて	十三万円
	第三号の認定	ことについて	十三万円
	第四号の認定	ことについて	十三万円
	第五号の認定	ことについて	十三万円
	第六号の認定	ことについて	十三万円
	第七号の認定	ことについて	十三万円
	第八号の認定	ことについて	十三万円
	第九号の認定	ことについて	十三万円
	第十号の認定	ことについて	十三万円
	第十一号の認定	ことについて	十三万円
	第十二号の認定	ことについて	十三万円
	第十三号の認定	ことについて	十三万円
	第十四号の認定	ことについて	十三万円
	第十五号の認定	ことについて	十三万円
	第十六号の認定	ことについて	十三万円
	第十七号の認定	ことについて	十三万円
	第十八号の認定	ことについて	十三万円
	第十九号の認定	ことについて	十三万円
	第二十号の認定	ことについて	十三万円

別表第四(第四条関係)

手数料	選付対象者	選付する額
一 別表第一第三号の付した者のうち、最初につき百六十三号に掲げる手数料	この号の上欄の手数料を納付した者のうち、口頭審査を経ない仲裁手続の終了決定又は最初にすべき口頭審査の期日の終了前において、当該仲裁申請を取り下げた者	あつせん申請又は調停申請のときに納められた手数料の額の二分の一に相当する額
二 別表第一第三号の付した者のうち、口頭審査を経ない仲裁手続の終了決定又は最初にすべき口頭審査の期日の終了前において、当該仲裁申請を取り下げた者	この号の上欄の手数料を納付した者のうち、口頭審査を経ない仲裁手続の終了決定又は最初にすべき口頭審査の期日の終了前において、当該仲裁申請を取り下げた者	仲裁申請のときに納められた手数料の額の二分の一に相当する額

佐賀県産業廃棄物税条例をここに公布する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十号

佐賀県産業廃棄物税条例

(課税の目的)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、もって循環型社会の実現に寄与するため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第七十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

二 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分(廃棄物処理法第十二条第三項の最終処分をいう。以下同じ。)が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。

三 中間処理業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事の許可(廃棄物処理法第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を含む。第六号において同じ。)を受けて中間処理を業として行う者及び廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の中間処理をその事務として行う県内の市町村をいう。

四 焼却処理 産業廃棄物を直接燃やす処理及び熱分解によりガス化させ、その発生ガスを燃やす処理をいう。

五 焼却施設 中間処理業者が焼却処理の用に供する施設及び中間処理業者以外の者が廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置する焼却処理の用に供する施設をいう。

六 最終処分業者 廃棄物処理法第十四条第六項又は第十四条の四第六項の規定による知事の許可を受けて産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第十一条第二項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村をいう。

七 最終処分場 最終処分業者が産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設及び最終処分業者以外の者が廃棄物処理法第十五条第一項の規定による知事の許可を受けて設置する産業廃棄物の埋立処分の用に供する施設をいう。

(賦課徴収)

**第三条** 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、

法令及び佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の定めるところによる。この場合において、同条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは

「狩猟税  
産業廃棄物税」

と、同条例第八条第二項中「八 狩猟税に係る徴収金にあ

つては、狩猟者の登録を受ける場所」とあるのは 「八 狩猟税に係る徴収金

にあつては、狩猟者の登録を受ける場所

九 産業廃棄物税に係る

徴収金にあつては、焼却施設又は最終処分場の所在地」

と、同条例第九条中

「この条例」とあるのは「この条例又は佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀県条例第三十号)」と、同条例第九条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例」と、同条例第二十八条第一項中「及びゴルフ場利用税」とあるのは「並びにゴルフ場利用税及び産業廃棄物税」とする。

(納税義務者)

**第四条** 産業廃棄物税は、次の各号に掲げる区分に応じ、事業者(中間処理業者を含む。以下この条において同じ。)がその排出する産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を行う場合において、当該各号に定めるその産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

- 一 中間処理業者に委託して焼却処理を行う場合 焼却施設への搬入
- 二 最終処分業者に委託して最終処分を行う場合 最終処分場への搬入
- 三 自ら焼却処理を行う場合 自らが設置する焼却施設への搬入
- 四 自ら最終処分を行う場合 自らが設置する最終処分場への搬入

(課税の免除)

**第五条** 知事は、次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。

一 循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める搬入  
 二 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める搬入  
 (課税標準)

第六条 産業廃棄物税の課税標準は、第四条各号の搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項の場合において、産業廃棄物の重量の測定が困難なときは、規則で定めるところにより換算して得た数値を当該産業廃棄物の重量とみなす。

(税率)

第七条 産業廃棄物税の税率は、最終処分場への搬入については一トンにつき千円とし、焼却施設への搬入については一トンにつき八百円とする。

(税額の端数計算)

第八条 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)

第六条の十七第二項第九号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(徴収の方法)

第九条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四条第三号及び第四号の規定により産業廃棄物税を課する場合には、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第十条 焼却施設を有する中間処理業者及び最終処分場を有する最終処分業者は、産業廃棄物税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)とする。

2 特別徴収義務者は、第四条第一号及び第二号の搬入に対して課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第十一条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は、産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を業として開始しようとする日の五日前までに、当該焼却施設又は最終処分場ごとに、規則で定める申請書により、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、規則で定める産業廃棄物税特別徴収義務者証(以下「特別徴収義務者証」という。)を交付する。

3 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、これを当該焼却施設又は最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

4 特別徴収義務者証は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

5 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、当該焼却施設又は最終処分場に係る産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅した場合は、その消滅した日から五日以内に、規則で定める届出書を知事に提出するとともに、特別徴収義務者証を知事に返さなければならない。

6 第二項の規定による登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じた場合は、当該変更を生じた日から五日以内に、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(申告納入)

第十二条 特別徴収義務者は、次の表の上欄に掲げる期間において第十条第二項の規定により徴収すべき産業廃棄物税に係る課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を、同表の下欄に掲げる納期限までに知事に提出するとともに、その納入金を納入しなければならない。

一月一日から三月三十一日まで	四月末日
四月一日から六月三十日まで	七月末日